



# 先進医療保障の重複加入による 重大事由解除

ニッセイアセットマネジメント株式会社 北澤 哲郎

上智大学法学部では、もっぱら学問的視点から保険法に関する判例研究を行うために、保険法研究会を隔月で開催している。本判例評釈はその研究会の成果であり、これを本誌で公表することにより、僅かばかりでも保険法学の発展に資することができれば幸甚である。

上記のとおり、本判例評釈は、学問的視点からなされたものであり、研究会の成果物ではあるが、日本共済協会や評釈者が所属する特定の団体・事業者等の見解ではない。

保険法研究会代表・上智大学法学部教授 梅村 悠

東京地裁令和4年4月15日判決 令和2年(ワ)28304号 保険金不払い請求事件  
Westlaw Japan 2022WLJPCA04156005

## 1. 本件の争点

本件は、原告 X が被告 Y (損害保険会社) との間で締結していた医療費保険契約 (以下「本件保険契約」という。) に付加されていた先進医療費保障特約 (以下「本件先進医療費保障特約」という。) に基づいて保険金 128 万円を請求したところ、Y より、約款に定める重大事由による解除事由に該当し、本件保険契約を解除する旨の通知があり、これに対し、X が、保険金の支払いを求めて提訴した事案である。

本件においては、先進医療保障の重複加入による重大事由解除の可否が問題となる。

## 2. 事実の概要

- (1) X (昭和 43 年生まれの男性) と Y は、平成 30 年 3 月 2 日、保険期間を同年 4 月 1 日から令和 5 年 (平成 35 年) 4 月 1 日とし、保障内容を、1 か月間の支払限度額 20 万円の入院時治療保険金及び本件先進医療費保障特約に基づく保険期間中の通算支払限度額 2000 万円の先進医療保険金とする本件保険契約を締結した。
- (2) X は、令和元年 9 月 24 日、さいたま市所在の a 眼科において、多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術 (以下「本件手術」という。) を受け、その先進医療技術料は 128 万円であった。本件手術は、令和 2 年 4 月 1 日に健康保険の対象となったが、本件手術当時は、同対象外であり、本件先進医療費保障特約の給付対象であった。

- (3) 本件保険契約に適用される医療費保険普通保険約款（以下「本件約款」という。）には、重大事由による解除の規定<sup>1)</sup>が設けられている。
- (4) Yは、Xに対し、令和2年1月28日付け書面によって、Xが先進医療の技術料を保障する保険契約に6社重複加入していることを理由に、「本件解除事由1及び2」<sup>1)</sup>に該当するとして、本件保険契約を解除する旨を通知した。

### 3. 判旨（請求棄却）

#### (1) 本件解除事由1の存否

本件先進医療費保障特約は、被保険者が保険期間中に①身体障害を被ったとき（疾病については、医師の診断による発病のとき）が責任開始期以後であり、かつ、身体障害を直接の原因とする療養、②先進医療（公的医療保険制度に係る法律に基づく評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療）による療養のいずれにも該当する療養を受けた場合、被保険者が受療した先進医療の技術料と同額を、先進医療保険金として被保険者に支払うというものであり、同保険金は、公的医療保険制度に係る法律に基づき給付の対象となる費用（自己負担部分を含む。）、先進医療以外の評価療養のための費用、選定療養のための費用、食事療養のための費用、生活療養のための費用など先進医療の技術料以外の費用を含まないものとされている（先進医療費保障特約第2条）。本件先進医療費保障特約は、被保険者が受けた先進医療の技術料の実費のみを保障し、その余の費用については明確かつ厳密に保障の対象から除外していることが明らかといえる。そして、本件解除事由1は、本件先進医療費保障特約についてみると、上記のとおり先進医療の技術料の実費のみを保障するという本件先進医療費保障特約の趣旨を踏まえつつ、他方、契約者の中には並行して他社との保険契約を締結する者も存在し得ることを考慮して、「他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある」ときに限り、Yに医療保険契約の解除権を与えたものと解される。

Xは、令和元年9月24日に本件手術を受け、その先進医療技術料は128万円であるところ、当時、Y以外にも5社の保険会社との間で本件先進医療費保障特約と同様の特約付きの保険契約を締結しており、本件手術について、既に、c生命保険株式会社から同年10月16日に手術給付金10万円、先進医療給付金128万円、d生命保険株式会社から同月17日に130万5000円、e生命保険株式会社から同月15日に128万円、b生命保険株式会社（以下「b社」という。）から同月24日に先進医療給付金128万円、f生命保険株式会社から同月25日に先進医療一時金、先進医療給付金として138万円をそれぞれ支払われ、その合計額は、662万5000円である。すなわちX

#### 1) 第16条（重大事由による解除）

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

①～③ 略

④ 他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること（以下「本件解除事由1」という。）

⑤ ①から④までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①から④までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと（以下「本件解除事由2」という。）

は、上記 5 社の保険会社との間における本件先進医療費保障特約と同様の特約に基づき、本件手術について、その先進医療技術料 128 万円の 5 倍余りに相当する保険金の支払を受けている。この状況は、被保険者が受けた先進医療の技術料の実費のみを保障するという本件先進医療費保障特約の趣旨に明らかに反し、ひいては損害の補償を大きく超える利得を X にもたらすものとして保険制度の目的に反するものと評価することができる。

したがって、「他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある」ものといえ、本件解除事由 1 の存在が認められる。

## (2) X の主張について

X は、①保険商品を研究した結果、医療保険、死亡保険とも 1 社のみ加入とすると、理不尽に支払を拒絶される事例もあるのでリスクヘッジのために複数社に分散して契約するのが望ましいなどの結論に達し、Y を含む 6 社の保険に加入した、本件先進医療費保障特約を含む別紙の各保険の先進医療費保障特約は、X が上記の結論に基づき保険加入したことに伴い、付随したものにすぎず、X において意図的に複数の保険会社と先進医療費保障特約に合意したものではない、厚生労働省によって指定された先進医療行為につき、あらかじめ多額の保険給付を得る目的で、上記指定期間中に上記先進医療行為を要する症状に罹患することを想定して計画的に複数の保険契約を締結することは、困難であるとして、多焦点眼内レンズを用いる手術により多額の保険給付を受ける目的で Y を含む 6 社の先進医療保険に加入したわけではなく、本件解除事由 1 及び 2 のいずれの存在も認められない旨主張し、また、②Y は、告知義務違反を根拠とする保険金支払の拒否を望んでいたが、XY 間の※※<sup>2)</sup>の紛争解決手続（以下「本件 ADR」という。）において X が b 社の保険加入の事実を Y に告知しなかったことが意図的なものではないことが立証されたために、本件解除事由 1 及び 2 を根拠として保険金支払を拒否せざるを得なかったものと考えられ、このような Y の対応は、不誠実であり、許されるべきではない旨主張する。

上記①の点に関し、X のように 6 社もの保険会社と医療保険契約を締結すること自体、あまり例をみないことであり、X は、単一の本件手術につき、Y を含む 6 社に対して保険金の支払を請求した。加えて、X は、令和元年 5 月 24 日、g 医院において、先進医療費保障特約の対象であった多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術を希望し、糖尿病網膜症のために上記手術の同院適応がなく、単焦点眼内レンズを用いる手術を勧められながらもこれに納得せず、同院から複数の病院を紹介され、最終的に本件手術を受けた a 眼科においても、X の症状では、多焦点眼内レンズを用いた方法によると眼底が再度悪化した場合に見えなくなるおそれがあるとの説明を受けたのに対し、そのような事態になれば単焦点眼内レンズに入れ替えることも覚悟している旨を述べて、本件手術に至った。これらの事実を鑑みると、X は、遅くとも同日（令和元年 5 月 24 日）当時、重複保険により技術料を大幅に超える保険金取得の意図を有していたものと推認することができる。

上記②の点に関し、Y は、本件 ADR において、ウェブ告知画面の「他の同種の保険契約に加入していますか」の設問箇所について、1 社目は、「必須」としていながら、2 社目以降は「任意」となっており、他の保険契約の情報を全て告知する必要があるとは認められず、分かりづらい表

---

2) Westlaw の原文のまま

示であったことは認めている。しかし、この事実は、本件解除事由 1 の存否を左右するものとはいえない。

以上によれば、X の上記主張を採用することはできない。

### (3) 結論

以上によれば、本件解除事由 2 の存否について判断するまでもなく、X の請求は理由がないから棄却することとし、よって、主文のとおり判決する。

## 4. 評釈（判決の結論に賛成する。）

### (1) はじめに

本判決は、先進医療保障の重複加入状態における重大事由解除の可否について争われたおそらく初めての裁判例である。当判決については、賛成する見解<sup>3)</sup>、反対する見解<sup>4)</sup>に分かれており、一般論としても、先進医療保障の重複加入の場合の重大事由解除について、積極的に考える見解<sup>5)</sup>と消極的に考える見解<sup>6)</sup>に分かれている。

### (2) 先進医療・先進医療保障と重大事由解除

先進医療とは、いまだ保険診療としては認められていない先進的な医療技術等について、安全性・有効性等を個別に確認したものに、保険診療との併用を認め、入院基本料等については医療保険で給付を行い、先進医療部分については患者の自己負担とすることを認めるものである<sup>7)</sup>。本件で問題となっている白内障治療のための多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術（以下、「多焦点眼内レンズ手術」という。）については、2008年7月から2020年3月まで先進医療制度が適用された<sup>8)</sup>。

この先進医療を受ける患者に対し、保険会社が、患者の自己負担部分（技術料）を保険で賄うために、先進医療費保障保険（特約）を提供している。当該保険は、先進医療の技術料のみを保障する趣旨であるが、多数の保険会社の先進医療保障保険に加入し、技術料の何倍もの保険金を取得する場合について、約款所定の他の同種の保険の著しい重複加入の場合における重大事由解除の要件に該当するとして、解除を行った場合の可否が問題となる。

3) 山本到＝竹濱修（座長コメント）・事例研レポ 360 号 11 頁（2023 年）、寺島達也＝尾崎悠一（座長コメント）・事例研レポ 367 号 1 頁（2024 年）参照。

4) 山本哲生・損保研究 86 巻第 1 号 201 頁（2024 年）参照。

5) 嶋寺基「他保険契約との重複による重大事由解除」勝野義孝先生古稀記念共済と保険の現在と未来 220 頁（2019 年・文眞堂）、山下典孝・論点体系保険法 2（第 2 版）424 頁（2022 年・第一法規）、宮根宏一「先進医療特約と重大事由解除」保険学雑誌 659 号 285 頁（2022 年）参照。

6) 笹本幸祐「先進医療特約と重大事由に基づく解約」生保論集 212 号 37 頁（2020 年）、山本哲生・前掲 4）214 頁、河合圭一・法律のひろば 2022 年 1 月号 66 頁参照。

7) 厚生労働省 H P 「保険外併用療養費制度について」（<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12400000-Hokenkyoku/0000118805.pdf>）、伊藤豪「先端医療と公的医療保険制度」保険学雑誌 665 号 22 頁（2024 年）参照。

8) 2020 年 4 月以降、多焦点眼内レンズ手術は、先進医療から外れ、選定療養となり、技術料は保険診療、眼内レンズ代は自費診療となった（浅沼陽介「『先進医療』のアクセシビリティと民間保険の役割」保険学雑誌 665 号 56 頁（2024 年）参照）。

### (3) 入院保障の重複加入の場合の重大事由解除

重大事由解除は、いわゆるモラルリスクに対応するため、保険法制定前においては、信頼関係破壊理論をもとに理論的に提唱され<sup>9)</sup>、これを認める裁判例<sup>10)</sup>が現れ、約款に導入され<sup>11)</sup>、運用されてきた。保険法(86条)においては、保険金取得目的の事故招致(1号)、請求詐欺(2号)及び保険者の保険契約者、被保険者又は保険金受取人に対する信頼を損ない、当該傷害疾病定額保険契約の存続を困難とする重大な事由(3号バスケット条項)がある場合には、保険者は保険契約を解除することができ(1項)、解除の効力は将来に向かってその効力を生じ(88条1項)、解除事由が生じた時から解除がされた時まで発生した給付事由について免責される(88条2項3号)こととされた。86条・88条は片面的強行規定であり、同条に反する特約で、保険契約者等に不利なものは無効となる(94条)。約款に定める重複状態(他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合)の解除については、保険法に規定はなく、3号のバスケット条項に含まれるものと解される<sup>12)</sup>。入院給付金等の重複加入の場合の重大事由解除について、裁判例においては、重複加入により給付金額等の合計額が著しく過大であること、一定の時期に集中加入していること、年収との比較で過大ではないとの原告の主張に対し多額の収入を得ていたとは認められないこと、入院の必要性について疑問があること等から解除事由該当と判断しているもの<sup>13)</sup>、短期集中加入で多件数かつ入院日額合計額が極めて多額であることをもって重大事由解除事由該当としたもの<sup>14)</sup>等がある。

9) 中村敏夫「生命保険・疾病保険における保険者の特別解約権」保険学雑誌 491号 73頁(1980年)・生命保険契約法の理論と実務 369頁参照。

10) 大阪地判昭和60年8月30日判時1183号153頁判タ572号82頁参照。

11) 約款導入に関して、山口誠「重大事由による解除権とガイドライン」生保協会会報第69巻第1号2頁(1988年)参照。

12) 萩本修編著・一問一答保険法 100頁(2009年・商事法務)参照。

13) 大分地判平成17年2月28日判タ1216号282頁参照。当判決は、「給付金額等の合計額が、被保険者の収入や財産等に鑑みて著しく過大であることに加えて、一定の時期に極めて多数の保険契約を締結しているなど、契約の締結状況が極めて不自然であるとか、疾病による入院回数が不自然に多く、客観的には入院治療の必要性に欠けるなどの事実が認められる場合にはじめて、同事由による解除が許されると解すべき」とする。評釈として、岡田豊基・事例研レポ 213号 14頁(2007年)参照。

14) 東京地判平成28年3月3日2016WLJPCA03038007参照。評釈として、甘利公人=潘阿憲(副座長コメント)・事例研レポ 308号 1頁(2017年)、桜沢隆哉=竹瀆修(座長コメント)・事例研レポ 308号 11頁(2017年)、藤本和也・共済と保険 2018年4月号 24頁参照。当判決に対し、甘利教授は、入院給付金の支払事由該当性(入院の必要性)を肯定しつつ、重大事由解除を肯定する点を批判する。竹瀆教授は、入院の必要性についてもっと精査した上で判断すべきであったとする。

学説においては、過大な重複状態のみをもって解除事由に該当するとする見解<sup>15)</sup>(単独要件説)、重複状態によって約款所定の後段要件充足が推定されるとする見解<sup>16)</sup>(推定説)、重複状態のみでは解除事由として十分ではなく不正請求を高度に疑わせる諸事情が必要であるとする見解<sup>17)</sup>、不法取得目的を必要とする見解<sup>18)</sup>等がある。

私見としては、推定説に賛同する。過大な重複状態の場合の重大事由解除については、保険法上3号のバスケット条項に含まれ、3号は1号(保険金取得目的の事故招致)、2号(請求詐欺)と比肩する不当性が必要である<sup>19)</sup>という観点からすると、保険の過大な重複状態のみでは足りず、信頼関係を損なう付加的な要素が必要であり、不正請求を高度に疑わせる諸事情が必要との考え方が主張されるものと思われる。しかしながら、保険の著しい重複加入状態<sup>20)</sup>は、それ自体異常な状態であり、経験則や社会通念に照らして、何らかの不正な意図による加入か、不正請求の動機づけになる危険性が非常に高い<sup>21)</sup>ため、約款後段要件である保険制度の目的に反するおそれがある状態にあることが推定され、保険法上の3号バスケット条項に該当することが推定されるものとする。その上で、重複状態にあることに合理的な理由がある場合は、契約者がその旨主張立証し、推定を覆すことになるものとする。

#### (4) 先進医療保障の重複加入の場合の重大事由解除

先進医療保障は、先進医療の技術料を保障し、その金額は、多焦点眼内レンズ手術ではおおよそ片目で70万円前後、両眼で約150万円程度<sup>22)</sup>となるなど高額になる場合が多く、複数の先進医療保障に加入している場合、1回の手術で、その技術料の何倍もの高額の保険金を取得することになる。一方、先進医療手術の場合、手術適応について医師の判断が行われる。こうした特徴を有する先進医療保障の重複状態<sup>23)</sup>における重大事由解除については、入院保障の重複状態とは異なる点がいくつか存在する。

15) 嶋寺基「新保険法の下における保険者の解除権」石川正先生古稀記念経済社会と法の役割 833頁(2013年・商事法務)、同「保険法立法時の想定と異なる実務の現状と今後の課題」保険学雑誌 638号 96頁(2017年)、同・前掲5)『勝野古稀』206頁、同「保険法施行10年 実務家から見た保険法解釈の問題」商事法務 2246号 17頁(2020年)、遠山優治「重大事由解除規定をめぐる判決例の動向と課題」生保経営 66巻 1号 141頁(1998年)参照。

16) 潘阿憲「生命保険契約と重大事由解除」生保論集 192号 17頁(2015年)、遠山聡「保険契約の過剰累積と重大事由解除」生保論集 214号 123頁(2021年)、平松宏樹「重複加入による重大事由解除」生保経営 87巻 5号 107頁(2019年)参照。

17) 山下友信「保険法と判例法理への影響」自由と正義 2009年1月号 31頁、甘利公人「保険法の重大事由解除と信頼関係破壊法理」勝野義孝先生古稀記念共済と保険の現在と未来 60頁(2019年・文眞堂)参照。

18) 勝野義孝『生命保険契約における信義誠実の原則』454頁(2002年・文眞堂)参照。

19) 萩本・前掲12) 101頁参照。

20) 嶋寺弁護士は「日額5万円程度まで至ると基本的には重大事由該当性を肯定してよいものと思われる。」(嶋寺・前掲15)『経済社会と法』835頁)とする。筆者もこうした事例を念頭においている。

21) 嶋寺・前掲15)『経済社会と法』835頁参照。

22) 笹本・前掲6) 45頁参照。

23) 嶋寺弁護士は、典型例として、5社ないし10社以上の先進医療保険に加入し、技術料の5倍から10倍以上の保険金を請求するという事例を紹介している(嶋寺・前掲5) 220頁参照)。筆者もこうした事例を念頭においている。

まず、先進医療手術の実施においては、医師がその手術が適応かどうか判断するため、いわゆるモラルリスクは発生しないのではないかと<sup>24)</sup>という点がある。たしかに、いわゆる不必要入院のような不適切な診療が行われる可能性は低いといえるが、手術自体は適切<sup>25)</sup>であったとしても、その手術を利用して、多数の先進医療保障をもとに、技術料の何倍もの保険金を意図的に取得することは、公的健康保険の補完としての民間医療保険の目的とはかけ離れた目的で利用されているものであり<sup>26)</sup>、保険制度の目的に反するものであると考える。特に、白内障における多焦点眼内レンズ手術は、白内障は自覚症状が伴い、病名診断も容易であり<sup>27)</sup>、身体に対する浸潤度も他の先進医療手術（例えばがんの手術等）に比べれば低く、手術の実施及び手術方法の選択に患者の意向が反映されやすいため、全体として、モラルリスク（意図的な多額の保険金取得）が発生する可能性が高いものとする。したがって、先進医療保障の著しい重複状態において、白内障の患者に対して、多焦点眼内レンズ手術が行われる場合、重大事由解除事由に該当する場合は十分あり、推定説の立場からは、入院保障の場合と同様に、約款の前段要件の充足によって後段要件充足の推定が及ぶ<sup>28)</sup>と考える。

次に、先進医療保障の重複加入に対して、保険者の意図が契約で明示されていなければ法的保護に値しない<sup>29)</sup>のではないかと、保険会社が他契約の告知義務や契約内容登録制度等による未然の防止措置を十分に講じていないのであるから、重大事由解除を行うのは不当ではないかと<sup>30)</sup>という点がある。この点については、例えば、入院給付金等は、公的保険を補う形で、入院に伴う様々なコストを定額で賄う趣旨であるが、先進医療保障は、先進医療の実費のみを保障し、それ以外の費用については、明確かつ厳密に保障の対象外とする<sup>31)</sup>とともに、過大な重複加入の場合に重大事由解除事由に該当する旨、約款で明示している。また、各社とも自社内では先進医療保障は1契約に制限しているものと思われる<sup>32)</sup>。一方、契約内容登録制度のような業界としての取り組みについては、時間がかかる場合もあり<sup>33)</sup>、その間、まったく防止できないことは、適切ではないと考える。また、特に生命保険会社においては、他契約の告知義務については重複保険等の適用がないこともあり、導入しにくい面がある。過大な重複加入をもとに、技術料の何倍もの多額の保険金を意図的に取得することはそれ自体が信義則に反するものであるから、保険会社の未然の防止措置が十分でないからといって重大事由解除が認められないことにはならないと考える。

24) 宮根・前掲5) 292・298頁、山本到・前掲3) 16頁参照。

25) 後述するように、本件においては、手術適応の合理性についても疑わしいといえる。

26) 山下典孝・前掲5) 424頁参照。

27) 白内障と診断を受けた後に多数の先進医療保険に加入して、別の医院を受診した場合、そうした経緯の立証は難しい場合がある。

28) これに対し、多数の先進医療保障保険に加入したことの合理的な理由が説明できるのであれば、この推定は覆される場合があるものとする。

29) 山本哲生・前掲4) 214頁参照。

30) 笹本・前掲6) 70頁参照。

31) 山本教授は、これでは足りないとする（山本哲生・前掲4) 215頁参照）。

32) 宮根・前掲5) 300頁参照。

33) 2024年4月より、契約内容登録制度の登録事項として、先進医療保障給付の件数が追加された（寺島・前掲3) 8頁）。

更に、先進医療保障特約の保険料が低廉であるため、合理的でない異常な加入状態の認定が困難であるという点がある。入院保障の重複加入においては、保険料総額と契約者の収入を比較することによって、合理的な理由がない異常な加入状態かどうかを判断することができた。一方、先進医療保障は、保険事故の発生確率が低いことから、保険料が低廉な場合が多く、多数の保険契約に加入しても保険料総額がそれほど多額にならない場合もある<sup>34)</sup>。しかしながら、低廉な保険料で多額の保険金を意図的に取得することは、濡れ手に粟ともいえるもので、それ自体悪質であるともいえる。保険料と収入の比較は、合理的でない異常な加入状態を認定するための一要素であると考え<sup>35)</sup>ため、この点をもって先進医療保障の重複加入の場合に、重大事由解除を認めないことにはならないと考える。

### (5) 本件における判断

本件において、判決は、Xは、Y以外の5社との間における本件先進医療費保障特約と同様の特約に基づき、本件手術について、その先進医療技術料128万円の5倍余りに相当する保険金(662万5000円)の支払を受けており、この状況は、被保険者が受けた先進医療の技術料の実費のみを保障するという本件先進医療保障特約の趣旨に反し、ひいては損害の補償を大きく超える利得をXにもたらすものとして保険制度の目的に反するものと評価されるため、約款所定の重大事由解除の解除事由の存在がみとめられるとした。

先進医療保障の重複状態に基づく多額の保険金取得のみをもって解除事由該当と判断しており、学説における単独要件説、推定説に親和的であると考える。

本件において、過大性の認定にあたって保険料総額と収入との比較は行っていないが、この点については、前述の通り、不可欠の判断要素ではないと考える。加えて、Yの主張によれば、2004年に1社、2015年に2社、2017年に1社、2018年に2社の先進医療保障保険に加入しており、典型的な短期集中加入ともいえない。この点についても、短期集中加入も不可欠の要素であるとはいえない<sup>36)</sup>し、保険料が低廉であることにより、分散して加入することも容易であるとも考えられる。6件もの先進医療保障保険に加入する合理的な理由はなく、結論として、過大な重複状態にあるといえると考え。ただし、入院給付金等における典型的な事例との比較で考えると、短期集中加入でもなく、結局、6件という件数(と技術料の5倍余りもの保険金等の取得)のみがその過大性の根拠となっていることは否定できない。したがって、その推定の効力は若干弱いものと考えざるをえないと思われる。

なお、判決は、他の保険契約等の重複によって、損害の補償を大きく超える利得をもたらすとの表現を用いており、当該保険を定額保険ではなく損害保険(による重複保険制度の適用)と認識している<sup>37)</sup>のではないかと疑問はあり得るが、一般用語としての重複する保険程度の意味合

---

34) 笹本・前掲6) 45頁、宮根・前掲5) 298頁参照。

35) 嶋寺・前掲5) 223頁参照。

36) 嶋寺・前掲15)『経済社会と法』834頁、同・前掲15)『商事法務』17頁参照。

37) 寺島・前掲3) 7頁参照。

いではないか<sup>38)</sup>と考える。また、仮に、実質的に損害保険であることを根拠とするのであれば、形式的にも損害保険として位置づける必要がある<sup>39)</sup>と考える。

次に判決は、以下のXの主張について検討し、根拠がないとしている。Xは、Yを含む6社の保険契約に加入した理由について、理不尽に支払を拒絶される事例もあるのでリスクヘッジのために加入したものである等を主張し、解除事由の存在が認められない旨主張したが、Xは、令和元年5月24日、g医院において、多焦点眼内レンズ手術を希望し、糖尿病網膜症のため、同院適応がなく、単焦点眼内レンズを用いる手術を進められながらこれに納得せず、同院から複数の病院を紹介され、最終的に本件手術を受けたa眼科においても、多焦点眼内レンズ手術の危険性について説明を受けたにもかかわらず本件手術を希望し手術に至った経緯<sup>40)</sup>を踏まえて、Xは、遅くとも同日（令和元年5月24日）当時、重複保険により技術料を大幅に超える保険金取得の意図を有していたものと推認することができ、Xの主張は採用できないとした。

この点について、Xが重複保険により技術料を大幅に超える保険金取得の意図を有していたことの推認を加えて本件解除を認める方がより説得力がある<sup>41)</sup>との指摘がある。推定説の立場からは、重複状態のみから約款所定の後段事由該当が推定されるものと考えるが、前述の通り、本件においては、6件の先進医療保障保険の加入事実（と技術料の5倍余りの保険金等の取得）のみで過大な重複状態にあるとしており、その推定の効力は若干弱いと考える。したがって、保険金取得の意図が推認される点について、Xの主張に対する反論としてだけでなく、重大事由解除事由に該当するとする付加的な根拠として積極的に位置づける方がより説得的であったと考える。

## 5. おわりに

先進医療保障に過大に重複加入した上で、白内障治療のために多焦点眼内レンズ手術を受けることにより、技術料の何倍もの保険金を受け取る行為については、重大事由解除を行いうるものと考えるが、通常の入院等とは異なる面があり、該当性については、個別の慎重な判断が必要であると考えられる。

---

38) 竹瀆・前掲3) 19頁参照。

39) 尾崎・前掲3) 9頁参照。

40) 本件手術は糖尿病患者に対する標準治療ではないとするものとして、寺島・前掲3) 7頁（注13）参照。

41) 山本到・前掲3) 18頁、竹瀆・前掲3) 19頁参照。